

○<参考>「標準処理期間の設定及び請求に対する審査の迅速化について」の考え方について

平成6年11月1日事務連絡
各支部事務担当者あて 企画課

行政手続法（以下「手続法」という。）の施行に伴う標準処理期間の設定及び請求に対する審査、応答については「標準処理期間の設定及び請求に対する審査の迅速化について」（平成6年11月1日付地基企第55号。以下「通知」という。）により示したところですが、その考え方については下記のとおりです。

記

1 通知記の2について

- (1) 法令に定められた請求の形式上の要件に適合しない請求の補正を求める場合の補正期間については、標準処理期間に含めない。また、請求に対する審査の途中で請求者が請求内容を変更するために必要とする期間及び審査のために必要な資料を追加することとなった場合に要する期間についても標準処理期間に含めない。
- (2) 「社会通念上相当であると思われる期間」としたのは、不備の内容が千差万別であり、補正に要する期間も個々のケースによって異なるためであるので、具体的な期間は個別の事案ごとに判断することとなる。

なお、「請求者の責めによらない理由により定められた補正期間を経過した場合等には、引き続き補正を求めることとし、安易に請求を拒否することのないようにすること。」としたのは、手続法第7条は不備が補正されないときは原則として申請を拒否することとしているが、基金の行う補償に関する決定は被災職員等に多大な影響を与えるものであり、単に請求の形式上の要件に不備があることをもって補償を拒否することは好ましくないと判断したことによる。

2 通知別紙「標準処理期間一覧」について

- (1) 標準処理期間は任命権者、基金、それぞれに遵守すべきであるが、一方において標準処理期間を超過する場合は他方において調整し、全体の処理期間

が「全体の標準処理期間」を超過しないよう努められたい。なお、任命権者において標準処理期間を超過する場合には、事前に支部に連絡する等の措置を講じられたい。

- (2) 請求の件数が少ない補償については設定が困難であるので標準処理期間を設けないが、法の趣旨に沿い迅速かつ公正な補償に努めることは当然のことであるので、請求があれば迅速に処理されたい。
- (3) 「公務に起因することが明らかな疾病」の公務上の災害であるかどうかの認定を含む療養補償及び休業補償の「当初の支給（不支給）決定」並びに遺族補償及び葬祭補償の「支給（不支給）決定」については、個々の事案により、災害発生の状況、疾病の種類、程度等が極めて多岐にわたるものであり、また調査事項も、被災職員の職歴、勤務状況、業務量、作業の態様、生活状況、身体の状況など広範かつ詳細な内容が必要であるため、事案の複雑さや難易度に大きな差があるものである。

したがって、負傷事案、職業病事案等とは異なり、個々の事案ごとにその資料収集期間、検討期間等に相当のばらつきが生じるものであり、標準的な処理期間を設定することが困難なため、これを設定しないこととしたものであるが、(1)と同様、迅速かつ公正な補償の実施に十分に配意されたい。

- (4) 療養補償及び休業補償の「2回目以降の支給（不支給）決定」には、療養の給付（指定医療機関からの請求）は含めない。

なお、指定医療機関からの請求に対する支払いについても、契約に基づき遅滞なく処理されたい。

- (5) 平均給与額の改定等による年金額の改定決定は職権で行うものであるので、標準処理期間を設けない。
- (6) 「任命権者における処理期間」の起算日は窓口において請求を受理した日となるので、請求年月日の記載漏れがないよう指導するとともに、記載された請求年月日と窓口で現実に受理した日が異なるときは、請求年月日の修正を求めるか請求書の欄外に窓口で受理した日を記載することとされたい。
- (7) 標準処理期間の実効性を確保するためには、1月間における支払日を2回にすること、「支部における被災職員等からの請求期限」から「支部支払日」までの日数を多くとらないこと等の支部における事務処理の効率化、窓口における迅速な処理等の取組みが必要となるので、別紙「支払日等調査結

果」等を参考に工夫されたい。

(別紙省略)